岩手県企業局管理規程第9号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県企業局長 森 達 也

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(本庁の組織及び分掌事務)	(本庁の組織及び分掌事務)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 経営総務室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。	2 経営総務室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
(1)~(14) [略]	(1)~(14) [略]
(15) <u>文書の収受、発送、整理及び保存</u> に関すること。	(15) <u>行政文書及び歴史公文書の管理</u> に関すること。
(16)・(17) [略]	(16) · (17) [略]
(18) 物品等(企業局会計規程(昭和43年企業局管理規程第	(18) 物品等(企業局会計規程(<u>昭和43年岩手県企業局管理</u>
<u>20号</u>) 別表第3に掲げる貯蔵品及び別表第5に掲げる備品	<u>規程第20号</u>) 別表第3に掲げる貯蔵品及び別表第5に掲げ
(同表に掲げるものに類するものを含む。) をいう。 <u>以下</u>	る備品(同表に掲げるものに類するものを含む。)をいう
<u>同じ。</u>) の購入に関すること。	。)の購入に関すること。
(19)~(46) [略]	(19)~(46) [略]
3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。